

大田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第7号

大田市財務規則の一部を改正する規則

大田市財務規則（平成17年大田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第105条第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

第110条第1項第1号中「工事請負契約」を「契約期間を複数年とする契約、単価契約、公有財産に関する契約又は工事請負契約」に、「50万円未満」を「100万円未満」に改め、同項第5号を削る。

第110条第2項に次のただし書を加える。

ただし、その契約金の額が30万円未満である場合においては、請書その他これに準ずる書類を省略することができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。